

昭和二十二年政令第一号

皇統譜令

第一条 この政令に定めるものの外、皇統譜に関しては、当分の間、なお従前の例による。

第二条 皇統譜の副本は、法務省でこれを保管する。

第三条 左の各号に掲げる事項については、宮内庁長官が、法務大臣と協議して、これを行う。

一 公布又は公告がない事項の登録

二 皇統譜の登録又は附記に錯誤を発見した場合の訂正

第四条 皇室典範第三条の規定によつて、皇位継承の順序を変えたときは、その年月日を皇嗣であつた親王又は王の欄に登録し、事由を附記しなければならない。

第五条 皇室典範第十一条から第十四条までの規定によつて、親王、内親王、王又は女王が、皇族の身分を離れたときは、その年月日を当該親王、内親王、王又は女王の欄に登録し、事由及び氏名を附記しなければならない。

第六条 皇統譜は、内閣総理大臣の承認を得た場合の外、これを尚蔵の部局外に持ち出してはならない。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

従前の規定による皇統譜は、この政令によつて調製したものとみなす。

従前の皇統譜に関し、宮内大臣が行つた職権は、この政令の規定による皇統譜については、宮内庁長官が、これを行うものとする。

附則 (昭和二十四年五月三十一日政令第一二七号)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年七月三十一日政令第三〇五号)

この政令は、昭和二十七年八月一日から施行する。